

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例・誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則に基づく助言及びあっせんの申立て
根拠条例・規則等名		誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例・誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則
条 項		条例第 1 0 条、施行規則第 2 条第 4 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話:048-829-1306)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく、あらかじめ審査基準等を設定することが困難である。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	・ 障害者の権利の擁護に関する委員会における審議の後、30日以内 ・ 障害者の権利の擁護に関する委員会における助言及びあっせん実施後、30日以内 ※障害者の権利の擁護に関する委員会は年2回程度開催
	設定等年月日	平成23年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		